令和４年９月２６日現在　　都城市教育委員会

新型コロナウイルス感染症に係る学校の対応（フロー図）

感染が確認された
児童生徒及び教職員

○　児童生徒は**出席停止**
○　教職員は**傷病休暇**※1

※1　臨時的任用職員、会計年度任用職員の場合は、特別休暇（出勤困難休暇）

・濃厚接触者となった（またはその可能性がある）児童生徒及び教職員
・体調不良等による検査（PCR・抗原）受検者

○　児童生徒は**出席停止**
○　教職員は**特別休暇**（出勤困難休暇）や**在宅勤務**

検査を受ける場合

陽性

症状がある場合～発症日の翌日から７日間
症状がない場合～検体採取日（検査を受けた日）の翌日から７日間※3

※3　症状がない場合、５日目に抗原定性検査キットで陰性を確認した場合、５日目から解除が可能

感染拡大の恐れがある場合
学校が学校医と相談の上、市教委と協議
（臨時休業の要否・規模等）

陽性者が多く確認され、今後も感染拡大する可能性が高いと判断した場合

○　学校の一部の臨時休業
（学級閉鎖・学年閉鎖等）
○　学校全体の臨時休業

左以外の場合、感染拡大防止を徹底しながら、**教育活動を継続**
※分散登校の可能性もあり

陰性

濃厚接触者は、原則、**感染者と最後に接触した日の翌日から起算して５日間の経過観察**※2

※2　２日目及び３日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、３日目から解除が可能

検査を受けない場合

療養期間または自宅待機期間終了後、登校（出勤）可能

※　全ての対応にあたっては、児童生徒の人権に十分配慮する。
（学校名・学年等は公表しない。）